

## 木造住宅耐震診断士を募集します！

～ 市民の耐震診断・耐震改修をバックアップ！ ～

市川市耐震診断助成制度に基づき木造住宅耐震診断士として市川市に登録すると、「市川市木造住宅耐震診断士名簿」に登載され、その名簿は市川市建築指導課窓口にて市民の閲覧に供し、また市川市ホームページに掲載されます。



耐震診断士は、本制度を利用して耐震診断を受けようとする市民の依頼に対して、「木造住宅の耐震密診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）」の内容に基づく精密診断を実施し、診断結果報告書の作成や耐震性についてのアドバイスを行ないます。

また、市川市耐震改修助成制度に基づき、耐震改修設計やその工事に対する監理業務の依頼に際し、最も効率的な補強方法を検討し、設計図書の作成を行い、工事監理においては、適切な工事の監理を行い、工事監理報告書を作成します。

なお、市川市耐震診断助成制度は「市川市耐震診断助成事業実施要綱」に基づき実施されるものであり、市川市耐震改修助成制度は「市川市住宅の耐震改修の助成に関する要綱」に基づき実施されるものです。

### ●登録条件【(1)～(3)のすべてに該当する方です。】

- (1) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士で市内の建築士事務所に勤務されている方。ただし、市長が耐震診断に関し相当の知識及び実績があると認められた者については、市内の建築士事務所に勤務していることを要しない。
- (2) 都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会若しくは（一財）日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等と認める木造の建築物の耐震診断に関する講習会の課程を修了していること。
- (3) 登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

●登録申請方法

別添「市川市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書」(様式第1号)に必要な書類を添えて市川市建築指導課まで提出して下さい。

(必要な添付書類は申請書に記載しています。)

●登録申請期間

名簿登録は申請受付順となります。

※市川市建築指導課窓口の名簿と市川市ホームページにて確認下さい。

電話での問合せには応じかねます。

●登録証の発行

登録申請された方は、登録証を郵送いたします。

参考：対象となる木造住宅

- ア 市内に現に存する建築物であること。
- イ 人の居住の用に供する建築物であること。
- ウ 主要構造部が木材であること。
- エ 在来工法により建築されたものであること。
- オ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- カ 一戸建ての建築物又は併用住宅(当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る。)であること。
- キ 他の者に賃貸しているものでないこと。
- ク 地上階数が2以下であること。
- ケ 過去に当該補助を受けた建築物でないこと。
- コ 「誰でもできるわが家の耐震診断」(パンフレット)による評点の合計が9点以下であること。

(お問合せ先)

市川市 街づくり部 建築指導課 TEL 047-712-6337